

牛肝てつ症診断用皮内反応抗原

動生剤基準の牛肝てつ症診断用皮内反応抗原の 3.3.3、3.3.5、3.3.6 及び 3.3.7 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。